

●「求職者支援制度」がスタートしました（平成23年10月～）

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

【支援対象者＝特定求職者】下記の4つの要件を満たす必要があります。

- ①ハローワークに求職の申し込みをしていること
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- ③労働の意思と能力があること
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと

例えば、雇用保険に加入できなかった方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受給できない方、雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した方、自営業を廃業した方、学卒未経験者の方など。

【支援内容】

- 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」が受講できる
- 収入、資産などの一定要件を満たす場合、訓練期間中「職業訓練受講助成金」が支給される 等

【手続き等窓口】 住所地を管轄するハローワーク

●円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例（平成23年10月7日～）

【特例の対象となる事業主】

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主

【特例の内容】

- ① 生産量等の確認期間を、最近3ヶ月ではなく最近1ヵ月に短縮
- ② 最近1ヵ月の生産量等がその直前の1ヵ月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。（ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります。）

※ 円高の影響については、「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(円高の影響用)」(様式第93号)を提出する必要があります。

●協会けんぽ「限度額適用認定証」をご利用下さい（70歳未満の方が入院するとき）

— 高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります —

【限度額適用認定証発行の手順】

- ①入院が決まったら、「健康保険限度額適用認定申請書」を保険証コピーと一緒に協会けんぽに送付
- ②「限度額適用認定書」が交付（郵送）される（①の申請より1週間程度必要です。）
- ③入院するさいに「保険証」と併せて「限度額適用認定書」を医療機関窓口へ提示
- ④窓口での支払が自己負担限度額までで済みます

(注)・同月に複数受診がある場合等は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

・差額ベット代等の保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。